（注５）当期減少額は、過年度の固定資産除売却差額の振替額1,174,834千円、国立大学法人会計基準第84に該当する平成16年度授業料前納相当分の固定資産除却に係る額15,239千円及び政府から現物出資された固定資産除却に係る額28,884千円です。
（注６）当期減少額は、国立大学法人会計基準第84に該当する特定償却資産を除却したものです。

⑭　積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

⑭―１　積立金の明細

（単位：千円）

区　　分	期　首　残　高	当　期　増　加　額	当　期　減　少　額	期　末　残　高	摘　　要
準用通則法第44条第１項積立金	1,056,670	3,510,406	4,567,076	―	（注１）
準用通則法第44条第３項積立金(大学運営改善積立金)	841,076	―	841,076	―	（注２）
前中期目標期間繰越積立金	―	2,998,771	635,789	2,362,982	（注３）
計	1,897,746	6,509,176	6,043,940	2,362,982	

○積立金の国庫納付等

１　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は1,056,670千円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益2,669,330千円及び目的積立金の使用残額841,076千円を加えると、積立金は4,567,076千円となります。

２　この積立金のうち、今中期目標期間の業務の財源及び固定資産見合い等として繰越の承認を受けた額は2,998,771千円であり、差し引き1,568,305千円については国庫に納付しました。

（注１）当期増加額は、平成21年度の利益処分及び準用通則法第44条第３項積立金（大学運営改善積立金）からの振替によるものです。また、当期減少額は、国庫納付金及び前中期目標期間繰越積立金への振替によるものです。
（注２）当期減少額は準用通則法第44条第１項積立金への振替によるものです。
（注３）当期増加額は、準用通則法第44条第１項積立金からの振替によるものです。また、当期減少額は当該積立金の使途に沿った使用によるものです。

⑭―２　目的積立金の取崩しの明細

（単位：千円）

区　　分		金　　額	摘　　要
前中期目標期間繰越積立金取崩額	文学部新館等改修に係る施設設備整備	3,205	（注１）
	ポートアイランド統合研究拠点整備事業に係る施設設備整備	10,431	（注２）
	楠地区保育所整備事業に係る施設設備整備	27,154	（注３）
	計	40,789	
そ　の　他	文学部新館等改修に係る施設設備整備	88,795	（注４）
	ポートアイランド統合研究拠点整備事業に係る施設設備整備	506,205	（注５）
	大学運営改善積立金	841,076	（注６）
	計	1,436,076	

（注１）文学部新館等改修に係る施設設備整備目的の費用の発生によるものです。
（注２）ポートアイランド統合研究拠点整備事業に係る施設設備整備目的の費用の発生によるものです。
（注３）楠地区保育所整備事業に係る施設設備整備目的の費用の発生によるものです。
（注４）文学部新館等改修に係る施設設備整備目的の固定資産の取得によるものです。
（注５）ポートアイランド統合研究拠点整備事業に係る施設設備整備目的の固定資産の取得によるものです。
（注６）前中期目標期間終了時の積立金への振替によるものです。